

憲法 出題の意図

問題1

選挙権がない、あるいは選挙権の行使ができないという訴えについては、在外日本人選挙権訴訟（最大判平成17年9月14日、民集59巻7号2087頁）において、過去の選挙において投票できなかったことについては立法不作為による国家賠償請求を、未来の選挙については次の選挙において選挙権を行使する権利を有する地位の確認（行訴法4条に定める公法上の法律関係に関する確認の訴え）をそれぞれ適法なものとしており、さらに、国民の選挙権又はその行使の制限の合憲性について、制限がやむを得ないと認められる事由があること、すなわちそのような制限なしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能いし著しく困難と認められる場合でなければならないという判断基準を示している。

受刑者の選挙権については、大阪高判平成25年9月27日（判時2234号29頁）が違憲、広島地判平成28年7月20日（判時2329号68頁）が合憲（控訴審、上告審では選挙権制限の合憲性について判断しなかった）と、結論が分かれている。

国側が、選挙権制限が合憲である理由として主張する、①受刑者の資格・適性（遵法精神に欠け、公正な選挙権の行使を期待できない）、②刑事施設収容中であることに伴う事務的支障、③受刑者であることそれ自体が選挙権を制限すべき事由に該当すること、④選挙情報取得の困難性について、大阪高判では、①に対しては受刑者にも過失犯が含まれること、②に対しては未決収容者が現に不在者投票を行っていること、③に対しては平成17年最判が選挙権制限に限定した趣旨に照らして、④に対しては刑事収容施設法が新聞やテレビから候補者の情報を取得することを禁止していないことをそれぞれ理由として、退けた。他方、広島地判では、平成17年判決の基準の適用を否定し、国側の①～④の主張をほぼそのまま認めている。

これらの判決について知っていることは必ずしも必要としないが、説得力のある理由で違憲または合憲の結論を導くことが必要である。また、憲法改正手続法において受刑者であることは欠格事由として定められていないこととの比較をすると、より良い答案となる。

問題2

大学の自治とは、特に大学における学問研究の自由を確保するための制度的保障と解されており、その内容は、大学における研究者の人事、学内秩序の維持、学生の処遇、施設の管理などについて、国家権力からの干渉を排除し、組織体としての自立性を保障することに

ある。